岐阜県看護学生修学資金貸付に関する　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　岐阜県の出身ではありませんが申請できますか。

Ａ　出身はどこでも構いません。
ただし、卒業後に岐阜県内の医療機関等に看護職員の業務に従事する意思を有していることが必要です。

Ｑ２　岐阜県外の養成所に進学する場合は申請できますか。

Ａ　申請できません。岐阜県内の養成所に在学している方が対象です。

Ｑ３　同種の奨学金との併用はできますか。

Ａ　他県に就業することが義務付けられている奨学金との併用はできません。
もし、貸付後発覚した場合は返還手続きをしてください。
なお、その他の併用に関しては、医療福祉連携推進課にお問い合わせください。

Ｑ４　新入生からでも申請できますか。

Ａ　対象が２年生以上となるため、新入生は申請できません。

Ｑ５　各種申請書の住所は本籍地と違ってもよいですか。

Ａ　よいです。申請書に記入する住所は県からの通知文書等が届く住所としてください。

Ｑ６　成績優秀の基準はありますか。

Ａ　前年度のＧＰＡや平均成績等が学年の上位２分の１以上であること、又はそれに相当する学力を有すると養成所の長が認める者が対象となります。該当するかは、各養成所へお問い合わせください。

Ｑ７　成績基準を満たす場合は全員が貸付決定されますか。

Ａ　貸付は予算の範囲内で決定します。
募集人数以上の申請があった場合は、審査により貸付決定できない場合があります。

Ｑ８　連帯保証人は２人必要ですか。

Ａ　２人必要となります。しかし、特別な事情があると認める場合は、１人でも良い場合があります。申請の際にご相談ください、

Q９　大学、大学院に在学していますが、申請できますか。

A　大学や大学院の方は対象ではありません。

Q10　准看護師養成所在学中に修学資金を受けました。看護師養成所に進学し、在学した後、再度修学資金の貸し付けを受けることはできますか。

A　できます。

Q11　国家試験または准看護師試験で不合格となったら、返還が必要ですか。

A　翌年再受験する意思がある場合は、申請により１年間は返還を猶予できます。卒業した日の属する月の翌月から起算して１年以内に免許を取得し、岐阜県内に看護職員の業務に従事すれば返還対象にはなりません。
しかし、卒業した日の属する月の翌月から起算して１年以内に免許を取得できなかった場合は、返還が必要となります。

Q12　看護師養成所に在学しており、国家試験と准看護師試験を受け、国家試験で不合格、准看護師試験で合格となり、准看護師として勤務してもよいですか。

A　修学資金の貸付対象者は、看護師養成所に在学する者は将来保健師、助産師又は看護師の業務に従事する意思を有する必要があるため、准看護師として業務に従事する場合には返還が必要となります。
ただし、保健師、助産師又は看護師として業務に従事するため、翌年再受験する意思がある場合は、申請により1年間は返還を猶予でき、卒業した日の属する月の翌月から起算して１年以内に免許を取得し、岐阜県内で保健師、助産師又は看護師の業務に従事すれば返還対象にはなりません。

Q13　免許取得後、数年間だけ県外に就業し、その後岐阜県内に就業する場合はどうなりますか。

A　返還が必要となります。免許取得後、遅滞なく岐阜県内に業務に従事した場合に返還免除となります。

Q14　就業後、勤務先を変更した場合、返還は必要ですか。

A　岐阜県内の医療施設へ就業先を変更する場合は返還不要です。
ただし、届出書(規則第８号様式)、従事証明書（規則第１０号様式）を合わせて提出してください。

Q15　結婚等で氏名や住所が変わる場合、どのような手続きが必要ですか。

A　届出書（規則第８号様式）とともにその事実がわかる書面を添えて提出してください。

Q16　病気や怪我で就業できない場合、どうすればよいですか。

A　病気、負傷その他のやむを得ない理由で就業できないときは、返還が猶予される場合がありま

す。
修学資金猶予申請書（規則第１７号様式）に、その事実がわかる書面を添えて申請してください。猶予審査の結果を、修学資金猶予決定通知書（規則第１８号様式）又は修学資金猶予不承認決定通知書（規則第１９号様式）にて通知します。

Q17　育児休業は返還猶予されますが、産前産後休暇は返還猶予されますか。

A　産前産後休暇は返還猶予とはなりません。
産前産後休暇については、労働基準法及び各医療機関の就業規則に定められた期間となり、業務従事期間に算入されます。

Q18　返還となった場合の手続きはどうすればよいですか。

A　返還しなければならない場合は、修学資金返還明細書（規則第１１号様式）を提出してください。受理後、「納入通知書」を送付しますので、金融機関等でお支払いください。

Q19　申請書がありません。どうしたらよいですか。

A　岐阜県ホームページに各様式を掲載しています。必要様式をダウンロードして活用してください。

Q20　届出書（第8号様式）にある第1項と第2項はどちらを選択すればよいですか。

A　修学資金の貸付期間中の届出である場合は第1項を、貸付終了後の届出であれば第2項を選択してください。

Q21　勤務先の変更を考えています。現在の勤務先を退職してから次の勤務先に再就職するまでの期間（転職活動期間）はどの程度認められるのでしょうか。

A　「引き続き」勤務することが返還免除の条件です。これは原則として退職した翌日には新しい勤務先に就職していることを意味しますが、再就職（転職）活動に必要な期間を、退職後１か月を上限として認めます。それ以上の期間就業していない状態が続いた場合は、規則に定める返還免除条件を満たさなくなったものと判断されますので、返還する必要があります。
傷病等によりやむを得ず再就職までに１か月を超えて就業していない状態が続く可能性が生じた場合は、別途、返還猶予の是非を検討することになりますので、速やかに県へご連絡ください。傷病等の事実がわかる書面を添えて、修学資金返還猶予申請書（第１７号様式）を県へ提出いただき、審査の上、返還を猶予できる場合があります。（Q16参照）
なお、転職活動期間は、業務従事期間に算入されません。

医療福祉連携推進課ホームページ（URL）
https://www.pref.gifu.lg.jp/page/371346.html